

## 第2回都区財政調整協議会 協議内容

日 時:令和7年1月8日(水) 16:40~16:58

会 場:区政会館19階192会議室

出席者

都 側:田中行政部長

区 側:寺田新宿区副区長(副会長)、川野大田区副区長(副会長)、田中中央区副区長、野村台東区副区長、青山中野区副区長、弓場江戸川区副区長、入澤特別区長会事務局長、宮原特別区長会事務局次長(司会)

### 1 開会

(司会)

ただいまから、令和6年度第2回都区財政調整協議会を開会いたします。

議題に入ります前に、委員の出欠を確認させていただきます。

本日は、都側委員のうち、総務局総務部長、財務局主計部長が欠席です。区側委員のうち、世田谷区副区長が欠席です。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

はじめに、都区財政調整協議会幹事会の検討結果について、都側委員・区側委員から報告をお願いします。

### 2 幹事会検討結果報告

(都側委員)

私から、都区財政調整協議会幹事会における検討状況と、その「取りまとめ結果」について、ご報告申し上げます。

12月2日の第1回都区財政調整協議会におきまして、個別事項の具体的な検討を行うよう、幹事会に下命をいただきました。その後、12月3日から1月7日まで4回の幹事会を開催し、令和7年度都区財政調整などについて協議を行いました。

幹事会での協議結果については、資料「都区財政調整協議会幹事会のまとめ」として、お手元に配付していますので、これに沿って説明します。

それでは、協議結果の概要について説明します。

まず、都区間の配分割合等の変更についてです。

そのまま読み上げます。

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである。

都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、

ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。

都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるとも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。

児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。

こうした点を踏まえ、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更する。

本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていく。

以上となります。

次に、ローマ数字のⅠの「令和7年度当初フレームについて」をご覧ください。

特別区相互間の財政調整に関する事項について、新規算定として、「能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費（都区連携経費）」など26項目、算定改善等として、「投資的経費の見直し（建築工事）」など34項目、その他として、「公共施設改築工事費の臨時的算定」1項目を整理し、計61項目を取りまとめたところです。

次に、ローマ数字のⅡの「令和6年度再調整について」ですが、勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直しなど14項目について、基準財政需要額として算定するものです。

各項目の具体的な内容については、4ページ以降に記載があります。

以上が、都区財政調整協議会幹事会の協議結果です。

（司会）

ただいまの報告を踏まえ、協議に入りたいと思います。

先ほどの幹事会報告を踏まて、意見等がありましたらお願いいたします。

### 3 財源見通し等

（都側委員）

それでは、令和6年度及び令和7年度の財源見通しについて、お手元に配付しました資料に沿って説明いたします。

なお、東京都の予算編成作業は現在も続いておりますので、あくまでも現時点での見通しとなっています。

また、政府の令和7年度税制改正大綱決定の遅れに伴い、現在もその影響について精査を進めているところです。数値に変動が生じた項目については、後日お示しします。

まず、令和6年度の調整税等の最終見込額は、当初フレームと比較して、固定資産税は、20億円の増、市町村民税法人分は、722億円の増、特別土地保有税は、増減なし、法人事業税交付対象額は、55億円の増、固定資産税減収補填特別交付金は、増減なしとして見込んでいます。

これらを合わせ、調整税等の合計は、当初フレームと比較しまして、797億円の増と見込んでいます。

これを、55.1%で計算しますと、439億円の増となり、普通交付金では417億円の増、特別交付金では22億円の増となります。

令和6年度の財源見通しは、このようになっていますが、普通交付金については、当初算定時に294億円の算定残が発生していましたので、これと合わせ、711億円が最終的な算定残となります。

続きまして、令和7年度の財源見通しについてですが、調整税等の見通しを、令和6年度当初フレームとの比較で申し上げます。

資料については、中段以降の表をご覧ください。

固定資産税は、389億円の増、市町村民税法人分は、762億円の増、特別土地保有税は、前年度と同額、法人事業税交付対象額は、79億円の増、固定資産税減収補填特別交付金は、1億円の減と見込んでいます。

この結果、調整税等の合計は、2兆3,123億円となります。

これを56%で計算しますと、1兆2,949億円で、これに令和5年度の精算分、38億円を加えた交付金総額は、Aの欄にありますとおり、1兆2,987億円となります。

このうち、94%分が普通交付金の財源で、1兆2,208億円を、6%分が特別交付金の財源で、779億円を見込んでいます。

続きまして、基準財政収入額です。

主な項目について、令和6年度当初フレームとの比較で申し上げます。

基幹税目である特別区民税は、1,270億円の増、特別区たばこ税は、86億円の減、配当割交付金は、81億円の増、地方消費税交付金は、196億円の増、地方消費税交付金特例加算額は、18億円の増となっています。

これらの結果、基準財政収入額全体では、B欄のとおり、1,272億円の増で、1兆5,094億円を見込んでいます。

一方で、基準財政需要額は、現行の算定方式により、人口・道路面積などの基礎数値の増減や物騰率の影響を反映した結果、C欄のとおり、2兆1,902億円となります。

基準財政需要額Cと、基準財政収入額Bの差額である、現時点での令和7年度普通交付

金所要額は 6,807 億円ですので、先ほど申し上げた普通交付金の財源 1 兆 2,208 億円と比べまして、約 5,400 億円下回っていることとなります。

こうした財源見通しを踏まえた、都区財政調整の状況です。

先ほどの幹事会報告の内容で、令和 6 年度再調整及び令和 7 年度フレームにおける算定改善等を行うと、令和 6 年度では、再調整の財源である算定残 711 億円のほぼ全額を、普通交付金として各区に交付するとともに、令和 7 年度フレームでは、普通交付金の所要額が、先ほど説明しました財源 1 兆 2,208 億円に見合う額になります。

(区側委員)

ただいまの財源見通し、また、幹事会報告を受けまして、私から発言させていただきます。

今回の協議は、物価高騰による経済への影響等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議となっております。

そのような状況の中において、特別区が果たすべき役割に十分に対応できるよう、特別区の財政需要を的確に算定することはもとより、都区財政調整協議上の諸課題の解決に向けて議論を行ってまいりました。

幹事会での協議の結果、提案事項の多くが反映できることとなったことについては、これまで培ってきた都区の信頼関係のもとで、議論を尽くしてきた成果であると考えております。

それでは幹事会の議論を踏まえて、いくつかの事項について述べさせていただきたいと思います。

まず、都区間の財源配分に関する事項についてですが、令和 5 年度財調協議の結果、令和 4 年度の協議を継続することとなり、都区 PT での議論を踏まえ、今年度の協議に移行することとなりました。

これまでの検討経緯を踏まえ、今年度、配分割合の変更に至ったことは、都区双方で真摯に協議を継続してきた結果であると考えております。

また、特別交付金の割合が 6 %に変更になることを踏まえ、次年度に早急にルール作りを行うことが必要と考えておりますので、前向きな議論をお願いしたいと思います。

次に、特別区相互間の財政調整に関する事項についてですが、特別区の実態および現在の社会経済状況等を踏まえ、これまでの引き続きの課題をはじめとした需要の見直しについて協議を行いました。

特に、「投資的経費の見直し」については、平成 25 年度財調協議以来となる大規模な見直しでしたが、建築工事単価や年度事業量の見直しなど主要な課題を概ね整理できたことは都区の信頼関係のもとで、議論を尽くしてきた大きな成果であると考えております。

しかしながら、区費非常勤栄養職員などの課題については、依然として「合理的かつ妥当な水準」の観点において、都区の考え方に大きな乖離があり、考え方を一致させることはできませんでした。

財調制度は都と特別区の間にも適用される制度であることから、財調上の基準財政需要額における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区の実態を反映すべきであることを改めて申し添えておきます。

次に、都区財政調整協議上の諸課題のうち「都市計画交付金」について、都市計画税に対する都市計画交付金予算額の比率が年々低下し続けていること、今後も特別区の都市計画事業が増加することを踏まえ、制度の抜本的な見直しなどを提案いたしました但議論がかみ合わない状態が続いております。

都側は、「各区に現状や課題などをお伺いしながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んでできました」との発言を繰り返し、具体的な議論ができておりません。

本来基礎自治体の財源である都市計画税が、現行制度上、都税とされ、特別区が行う都市計画事業に直接活用できないことが背景にある、重大な問題であることから、課題の解決に向けた建設的な議論をお願いしたいと考えております。

以上の課題を含め、来年度に向けましても、特別区としては、いまだ多くの課題が残されており、制度を見直していくことが必要と考えておりますので、よろしくお願いします。

(司会)

その他に意見がありましたらお願いします。

他に意見はないようですので、区側総括意見を区側委員からお願いいたします。

(区側委員)

本日の協議を踏まえて、区側の総括意見を申し上げたいと思います。

今回の協議は、物価高騰による経済への影響等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議となりました。

このような厳しい状況の中、協議をとりまとめることができたのは、これまで培ってきた都区の信頼関係のもと、議論を尽くしてきたからであると考えております。

特に、今回の協議は、都区間の配分割合を見直すという、非常に重要な協議であったと認識しております。

本件については、令和5年度財調協議では都区の考え方に大きな隔たりがあり、当初算定時点においても都区合意していないという過去に例の無い異例の事態となりました。

最終的には、協議を継続することと整理し、その後、設置された都区PTでの議論を踏ま

え、今年度の協議に移行することとなったものです。

これまでの検討経緯を踏まえ、今年度、配分割合の変更に至ったことは、異例の事態を乗り越え、都区双方で真摯に協議を継続してきた結果であると考えております。

今回の協議結果を踏まえ、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力について引き続き円滑に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、特別交付金についてですが、こちら冒頭発言でも触れましたが、次年度に改めてルール作りを行う必要があると考えておりますので、しっかりとご対応いただくようお願いいたします。

また、特別区相互間の財政調整に関する事項について、今回の協議においても、都側から、国や他の自治体から、厳しい目が向けられているため、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要があるとの見解が示されましたが、区側としても、当該年度のあるべき需要を検討し、現行算定の見直しも含め特別区の実態に則した財政需要を的確に算定されるよう取り組んできたところです。

今回、特別区の喫緊の課題であるにもかかわらず、都区であるべき需要の認識が一致せず、協議が整わなかった項目もありましたが、今後も当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、提案してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、都区財政調整協議上の課題のうち都市計画交付金については、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論とはなりませんでした。

その他、いくつかの事項において、都区の認識に相違があったわけですが、お互いの立場を尊重しながら、より強固な信頼関係に立って、議論を尽くしていくことが大事であると考えております。

残された課題は、今後の都区双方の真摯な協議によって解決することを期待しまして、令和7年度当初フレーム及び令和6年度再調整の取扱いについては、幹事会が取りまとめた内容で整理することを了承したいと思っております。

(司会)

続いて、都側の総括意見を都側委員からお願いします。

## 5 都側総括意見

(都側委員)

それでは、東京都の総括的意見を申し上げます。

ただいま、区側委員から、令和7年度フレーム及び令和6年度再調整について、幹事会が取りまとめた内容で了承したいとの発言をいただきました。東京都といたしましても、この内容をもって、協議会のまとめとすることです承いたします。

配分割合に関しては、２年間に渡って協議が整わず、３年目を迎えたところですが、本日、合意に至ったことは、これまで都区で培ってきた信頼関係と、都区双方の真摯な議論の成果であると考えております。

都区間の配分割合等の変更については、先ほど、「都区財政調整協議会幹事会の検討結果」でも区政課長から説明がありました。本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていきたいと考えております。

都としましては、今後とも特別区の皆さまと十分協議しながら、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度を適切に運用していきたいと考えていますので、区側の皆様のご理解、ご協力を改めてお願いして、都側の総括的な意見とします。

(司会)

それでは、本日の協議を踏まえて、協議結果を整理すること、また、都側から発言のあった税制改正を踏まえた財源見通しについては、次回書面にて財調協議会を開催し、お諮りするということよろしいでしょうか。

(委員)

異議ありません。

(司会)

それでは、これで第２回都区財政調整協議会を終了いたします。

※ 上記は都側で記録したものである。